

令和3年7月9日

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

まん延防止等重点措置の延長に伴う認定こども園等の対応について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及びコロナ禍における感染防止対策の取り組みにご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年6月21日（月）から7月11日（日）までの間、大阪府を対象区域として実施されている「まん延防止等重点措置」が8月22日（日）まで延長されることになりました。

引き続き、感染拡大防止の徹底とあわせ、下記のとおりご協力願います。

記

ご家庭でのお願い

- 手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。
- お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、必ず登園を控え、速やかに各施設へご連絡ください。また、「堺市新型コロナ受診相談センター（072-228-0239）」にご相談ください。
- お子さまに発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。
- 不要不急の外出を自粛してください。
- 感染が拡大している地域へのお出かけや旅行、帰省は控えてください。
- 万一、園児・保護者・職員に感染者が出た場合には、偏見等が生じないように、人権に十分ご配慮願います。
- 医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々（警察、消防、高齢・介護施設や保育施設等の職員）やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。